東京都板橋区農業委員会

第24期第8回定例総会議事録

令 和 3 年 2 月 2 5 日 於 下赤塚地域センター第1洋室 (赤塚庁舎3階)

第24期第8回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和3年2月25日(木)午後2時00分

場 所 下赤塚地域センター第1洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 10名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席 番号	氏	名	議席 番号	氏	名
1		5	本橋	政春	9		
2	染宮 利章	6	安井	一郎	10	田中	いさお
3	山口 賢治	7	春日	實	11	久保	秀一
4	會田 幸夫	8	田中	はつ江	12	榎本	勇

議事

1	1 1 2 = +1	ᇎᆂ
1	かぼ	多事項

(1)	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	(資料1)
(2)	特定都市農地貸付けに関する申請について	(資料2)
(3)	板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請に	(資料3)
	ついて	

2 報告事項

(1)	農地転用届出の専決処分報告について	(資料4)
	合計9件 (内訳:4条関係4件、5条関係5件)	
(2)	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について	(資料5)
(3)	令和2年度成増農業体験学校事業報告について	(資料6)
(4)	令和2年度板橋区農業経営実態調査報告書について	(別 添)
(5)	令和3年度農業委員会関係の日程について	(資料7)
(6)	農地管理指導について	(資料8)

3 その他

(1) その他

4 次回日程

日 時 令和3年3月26日(金) 午後2時00分 開会 場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長 山口 賢治 会長 署名委員安井一郎委員春日實委員

出席係員

宮津 毅 事務局長岸 幸夫 農政担当係長

石田 眞人 書記

事務局長

只今より、第24期第8回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会

長

皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、安井委員、春日委員を指名させていただきます。 それでは、協議事項(1)農地法第3条第1項の規定による許可申請 について、事務局、お願いいたします。

事務局長

こちらは書記からご説明いたします。

書記

資料1、1ページをご覧ください。板橋区から農地法第3条第1項の規定による許可の申請が出ております。こちらは毎年申請が出ているものでございますが、2ページの許可申請書のとおり、記載の譲渡人と譲受人が、農地について使用貸借権を期間1年間で設定をするという内容です。当事者の氏名、住所、年齢、職業は記載のとおりです。土地の所在は徳丸五丁目6番1で登記簿上の地目、現況は畑です。面積は251平方メートルで、使用貸借契約の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日となっております。土地の使用貸借契約書の案が4ページから6ページに記載されております。7ページは土地の案内図となっておりまして、紅梅小学校の南側となり、紅梅小学校の学校農園として使用する旨の申請です。現況は画面のとおりですが、土地の中に自動販売機があり、9ページの登記簿謄本の該当地番の面積は253平方メートルですが、今回の申請につきましては、自動販売機分の2平方メートルを除いた251平方メートルとなっております。

この件につきまして差し支えなければ、11ページ、12ページのと おり、譲受人と譲渡人に対し、許可の通知をしたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

会 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

安井委員

貸借の期間が1年間になっていますが、毎年この許可申請を提出する 必要がありますか。

事務局長

他の小学校で同様の許可申請が提出されていますが、そちらは3年に 一度の申請となっています。おそらく高齢ということもあり、貸す側の 事情で期間を1年にしていると思います。 会 長

その他、ご質問等があればお願いいたします。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

協議事項(2)特定都市農地貸付けに関する申請について、こちらは 春日委員に関わる案件ですので、春日委員は議事に参与することができ ません。よろしくお願いいたします。それでは、事務局説明をお願いし ます。

事務局長

こちらも書記からご説明いたします。

書記

資料2、13ページをご覧ください。

株式会社アグリメディアより特定都市農地貸付の承認申請書の提出が農業委員会会長宛にございました。特定都市農地貸付の要件を満たしているかについて、前回の総会で区とアグリメディア、所有者との三者協定の締結に関してのご意見をいただいた際に、同様に資料をお配りし、要件が満たされていることを確認いたしました。また、18ページから20ページにございます貸付協定については、前回の総会後、区とアグリメディア、所有者とで締結した協定書の写しとなります。あらためてではございますが、第8条に協定に違反した場合の措置や第9条に開設者がこの特定貸付農地を適切に管理していない場合の協定の廃止などについて規定されております。特に問題がなければ、36ページにございます承認書を株式会社アグリメディアに回答したいと考えております。

会 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

染 宮 委 員

所有者は一定の期間、農業に従事することになっていると思うが、 具体的に週に何日とか日に何時間とか決まっていますか。

農政担当係長

生産緑地に指定されていますので、貸借をされた場合おいても、土地 所有者がこの借受人が開設する市民農園において、年間農業従事日数の 1割以上従事することになっております。

染 宮 委 員

本人に代わって、家族が従事しても良いですか。

農政担当係長

良いと思います。

会 長

他にご質問等があればお願いいたします。

特にないようですので、承認書の発行をお願いいたします。

続きまして、協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局長

資料3、37ページをご覧ください。

今回、1件申請が出ておりまして、この総会でお諮りし、問題が無ければ、補助金の交付手続きを進めていきます。

申請者氏名と住所は記載のとおりでございます。対象事業は農業省力化事業で、事業内容は農機具の購入でございます。施行場所は記載のとおりで、この方の区内所有農地面積は、36.16アールとなっております。事業の経費が69万円、申請金額は15万6千円です。本来ならば3分の1の23万円まで補助できますが、年度末で予算が残り少なくなっており、残額の15万6千円が申請金額となっております。詳細についてご説明いたします。38ページをご覧ください。農地の図面が載っております。40ページにえだまめ動力脱さや機の資料がございますが、このえだまめのさやを取る機械の購入を予定しているということで申請が出ております。交付対象者の条件及び補助率は41ページにあります記載の表のとおりとなっておりまして、条件に合致しているものと判断しております。

特に問題がないようでしたら、42ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長宛にしたいと考えております。

会 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

特に無いようですので、板橋区長に対して補助金交付についての答申 をお願いいたします。

続きまして、報告事項(1)、農地転用届出の専決処分報告について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

それでは資料4、43ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和3年1月11日から令和3年2月10日までに届出があったもので4件ございます。

専決番号1、土地の所在が中台三丁目1127番3でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は583平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、44ページの上の図、日大豊山女子高校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は画面のとおり共同住宅となっておりまして、鉄筋コンクリート 造3階建となっておりました。現況に対する届出でございます。

事務局長

続きまして、専決番号2、土地の所在が坂下三丁目12番11でございます。

登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は806平方メートルで、転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、44ページの下の図、蓮根第二小学校の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は砂利敷のかなり大きい駐車場となっておりまして、現況に対する届出でございます。

事務局長

続きまして、専決番号3、土地の所在が幸町26番5、26番10、 27番1、45番65の4筆でございます。

登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ542平方メートル、3,523平方メートル、2,238平方メートル、64平方メートルで、転用の目的は学校用地でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、45ページの上の図、板橋第二中学校の敷地になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は学校用地となっておりまして、現況に対する届出でございます。地番26番5が中学校の校舎の一部と体育館の一部、それ以外の地番は中学校の校舎の一部と校庭の一部となっております。

事務局長

続きまして、専決番号4、土地の所在が小茂根五丁目3735番2で ございます。

登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は446平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、45ページの下の図、東京武蔵野病院の北側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は2棟の共同住宅となっておりまして、現況に対する届出でございます。

会 長

この4条関係4件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

安井委員

先決番号3の転用届についてですが、学校用地でなぜ今頃転用の届け 出が出てきたのですか。

事務局長

以前は地目が畑でも学校用地として建築が可能でしたが、現在は厳し

くなっており、地目が整っていないと建築が難しいので、校舎の改築工事などの予定があれば、地目を現況のとおり整える必要があるため、届け出が出されたものと思われます。

安井委員

この場合、区が地代を支払っているということですか。

事務局長

そのとおりでございます。

会 長

他の学校でもこういうところがあるのですか。

事務局長

何か所かございます。

会 長

他にご質問等があればお願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。

事務局長

続きまして、46ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で令和3年1月11日から令和3年2月10日までに届出があったもので、5件ございます。

専決番号1、土地の所在が西台三丁目29番5でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は153平方メートルで、転用の目的は個人住宅でございます。権利の譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、47ページの下の図、志村第五小学校の南西側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書 記

現況は画面のとおり不耕作地となっており、令和3年5月着工、令和4年2月完了予定、木造2階建て個人住宅1棟の建築予定となっております。

事務局長

続いて、専決番号2、土地の所在が高島平五丁目44番3、44番11、44番12の3筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はいずれも81平方メートルで、転用の目的は分譲住宅でございます。権利の譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、48ページの上の図、高島第三小学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は月極の駐車場となっており、令和3年1月着工、令和3年6月 完了予定、木造2階建て分譲住宅3棟の建築予定となっております。画 面左側から地番44番3、44番11、44番12の3筆となっており ます。

事務局長

続いて専決番号3、土地の所在が成増四丁目821番1でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は318平方メートルで、転用の目的は分譲住宅でございます。権利の譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、48ページの下の図、成増幼稚園の南西側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は不耕作地となっており、令和3年9月着工、令和4年3月完了 予定、木造2階建て分譲住宅3棟の建築予定となっております。

事務局長

専決番号4と5が隣接したところですので、合わせて説明をさせていただきます。まず専決番号4、土地の所在が成増四丁目588番でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は614平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。権利の譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。

合わせまして、専決番号5、土地の所在が成増四丁目592番でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は390平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。権利の譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。

おおむねの位置ですが、49ページの上の図、赤塚第二中学校の北側となります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況はコインパーキングと月極の駐車場となっており、令和3年7月 着工、令和4年3月完了予定、木造2階建て共同住宅2棟の建築予定と なっております。

会 長

この5条関係5件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料5、50ページをご覧ください。

地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和3年1月11日から令和3年2月10日までの間に照会があったもの1件でございます。

番号1、土地の所在が高島平五丁目5番8です。地目は畑、面積は3

46平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を1月28日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、50ページの中央の図、高島第三小学校の南西側になります。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は木造2階建ての共同住宅と居住者用の駐車場となっておりました。非農地である旨を法務局に回答しております。

会 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項(3)、令和2年度成増農業体験学校事業報告について、事 務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらは農政担当係長からご説明いたします。

農政担当係長

資料6、51ページをご覧ください。

3年目となりました成増農業体験学校の事業報告でございます。この成増農業体験学校でございますが、将来、農業者の支援者となる人材の育成や、農業に携わる人材のすそ野を広げることを目的として、成増4丁目の農地を区がお借りして、平成30年度、新たに開設した農業体験学校でございます。

実施内容でございますが、大きく分けて3種類のカリキュラムで実施しております。1つ目が年間を通じてご参加いただく通年型講習会、2つ目が植え付けから収穫までの一連の流れを5日間の講習で体験する短期型講習会、3つ目が主に親子連れのご家族でご参加いただく収穫体験イベントでございます。

それではお手元の資料の3、実施内容の通年型講習でございます。定員20名のところ、19名の申込みをいただきまして4月11日から開校する予定でしたが、コロナの影響で開校が延期となってしまいまして、6月6日、1名減の18名でスタートしました。昨年度の受講生アンケートでは、座学の時間を増やして欲しいとのアンケート結果がございましたので、昨年度は座学8回でしたが、今年度は11回に増やして、年間29回の通年型講習を実施いたしました。また、資料真ん中、表の一番下にございます農家訪問ですが、山口会長、榎本委員、松澤智昭さんの圃場訪問、並びにご講義をいただき、受講生の知見が広がったように伺っております。また、染宮委員には、ゲストティーチャーとして講習会の実技指導・座学講師としてご指導いただきました。ありがとうございました。受講生の参加状況でございますが、全29回の内、8割以

上受講された方が11名、昨年度は7名でございましたので、だいぶ参加率が良かったと思います。8割以上出席した受講生11名全員には修了証書を交付いたしました。

2つ目の短期型講習会でございますが、春夏コースはコロナの影響で中止となりましたが、秋冬コースは5日間、9組19人にご参加いただきまして、キャベツ・青首大根・志村みの早生大根・小松菜・春菊の植付けから収穫までを行いました。

3つ目は体験イベントでございますが、7月と8月にキュウリ・ピーマン・カボチャ・枝豆などの収穫体験に17組48人、10月にはサツマイモの収穫体験に10組33人、延べ27組81人にご参加いただきました。

また、通年型講習を修了した方の次の活躍の場所ですが、援農ボランティアに登録してもらうとか、区民農園を利用されるなど、引き続き畑に関わっていただき、農業の支援者のすそ野を広げていけたらと考えています。

最後になりますが、来年度の募集についてですが、2月20日発行の 広報いたばしに、通年型の受講生を募集する記事を掲載しまして、成増 農業体験学校のホームページから申込みいただいております。昨日まで の応募状況ですが、定員20名のところ9名の方に申込みをいただいて おります。

会 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 実技で耕うん機やトラクターは使いますか。

農政担当係長

小型の耕うん機などは受講生の方に使っていただくことがカリュキュラムの中にございます。

安井委員

修了者の方が手の足りない農業者のところに手伝いに行くということはありますか。

農政担当係長

修了された方の次の活躍の場については、援農ボランティア制度を立ち上げておりまして、修了された方に登録をしていただいております。 農業者から繁忙期に手伝いをお願いしたいとの要望があった場合には、マッチングができるような体制を整えておりますが、今のところ農業者からの要望はないというのが現状でございます。しかしながら、区で行っている収穫体験事業などではお手伝いをいただいているところでございます。

会 長

他にご意見、ご質問等ございますか。 ないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項(4)、令和2年度板橋区農業経営実態調査報告書について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらは書記からご説明いたします。

書記

別に配布している資料をご覧ください。令和2年度の農業経営実態調査の要点について、ご説明いたします。昨年は調査項目など変更点がございましたが、今回については特に変更はございません。

まず、2ページの農家の現況でございますが、農家戸数については変更ありませんが、生産農家が5及び販売農家数が1減となっております。理由といたしましては、畑を売却予定で耕作していないことや、介護などのため耕作していないなどでございました。

農地の規模では、10a以上20a未満と5a以上10a未満が多い状況で、この数年変更はございません。耕作意向としては、今後10年以上20年未満耕作をしたいと考えている割合が高く、承継意向としては、親族に承継したいと考えている方が多い結果となっております。

次に4ページ農家労働力等の現況でございますが、年間の従事日数を 昨年と比べてみますと、全ての日数で減っており、農業従事者の年間従 事日数は年々減少傾向にございます。

年齢別農業従事者数を見ると、昨年との大きな違いはないものの、農業従事者は、70歳以上が最も多く、次に60歳代ということで、農業従事者の高齢化が、年間従事日数の減にも現れていると考えられます。

次に5ページの耕作農地作付・生産状況でございますが、昨年と同様 に作付面積としては野菜類、果樹類、植木類、花卉類の順となっており、 生産量では、花卉類、植木類、野菜類、果樹類の順となっております。

野菜類の生産状況としましては、昨年と同様にだいこん、じゃがいも、キャベツ、はくさい、続いてトマト、さつまいもの順となっております。

植木類の作付・生産状況は昨年と変わりはなく、作付面積は17a、 生産量は500本となっております。

続いて7ページの農産物販売状況についてでございますが、販売方法としては、団体・企業(直売所・学校給食・生活協同組合など)と庭先・畑先売りが多い状況で、販売額については50万円未満が最も多く、兼業の状況については、不動産賃貸業が多い状況で、いずれもこの数年同様の結果となっております。

次に8ページの町名別状況でございますが、耕作農地面積は、赤塚、 徳丸、成増、西台が多く、農家戸数もこの地域が多くなっております。 以上、令和2年度の農業経営実態調査の要点をご説明いたしました。 150部程印刷しまして、来月初めに区議会事務局や区政情報課、各図 書館、東京都農業会議やJAの各支部に配布する予定でございます。 숲 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 長 休耕農家13件、休耕地105aということですが、内容は把握され 染 宮 委 員 ていますか。 休耕農家が昨年より5件増えておりますが、理由としては畑を売却す 書 記 る予定のため耕作していないことや、高齢のため耕作できない、家族に 要介護者がいるため耕作できないということでございました。 숲 他にご意見、ご質問等ございますか。 長 ないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項(5)、令和3年度農業委員会関係の日程について、事務局、 説明をお願いします。 事務局長 こちらも書記からご説明いたします。 資料7、52ページをご覧ください。来年度の農業委員会の日程表と 書 記 なっておりますので、よろしくお願いいたします。 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 会 長 この日程は例年通りということでよろしいですか。新型コロナウイル ス感染症の影響はないですか。 新型コロナウイルス感染症の影響により日程変更がある可能性があ 書 記 りますが、現在のところは例年通りの日程となっております。 次に進めさせていただきます。 会 長 報告事項(6)、農地管理指導について、事務局、説明をお願いしま す。 事務局長 こちらも書記からご説明いたします。 書 (農地管理指導の実施状況について報告) 記 会 長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 ないようですので、これをもちまして第8回定例総会を閉会いたしま す。

(終了時間 午後3時00分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会				
	3月19日(金) 3月26日(金)			